

### 期日前投票または不在者投票をご利用の方へ

期日前投票をご利用の際は、投票所入場整理券裏面のA「宣誓書兼請求書」への記入が必要です。また、不在者投票をご利用の場合、AおよびB「投票用紙送付先」をご記入ください。

◆ 投票日当日に投票所に行くことができない方へ ◆

次の(1)(2)のいずれかの方法で投票できます。

**(1) 多摩市の期日前投票所で投票する方法**

右側のA「宣誓書兼請求書」をご記入の上、多摩市の期日前投票所にお持ちください。

期日前投票所	期間	時間
多摩市役所西第1会議室	4/6(月)~4/11(土)	8:30~20:00
関戸公民館ギャラリー (ウィータ・コミュニティー7階)	4/7(火)~4/10(金)	10:00~20:00
消費生活センター講座室 (ヘルプ永山3階)		※多摩センター駅 出張所 17:00~
多摩センター駅出張所	4/7(火)~4/11(土)	

**(2) 多摩市外の滞在先で不在者投票する方法**

①右側のA及びB「投票用紙送付先」をご記入の上、多摩市の選挙管理委員会に郵送または持参してください。※FAX・メール不可

②Bの送付先へ投票用紙等を郵送します。届きましたら、開封しないで滞在先等の選挙管理委員会が指定する期日前投票所に持参し、不在者投票を行ってください。

※投票場所・時間等は滞在先等の選挙管理委員会にご確認ください。

**宣誓書兼請求書**

私は令和8年4月12日執行の多摩市長選挙・多摩市議会議員補欠選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。(事由の○付けは不要です)

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通手段の不足等に居住・滞在
- 住所移転のため、多摩市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難(感染症への懸念含む)

上記は真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

令和8年 月 日

A 氏名 **本**

選挙区に記載する住所  表面の住所と同じ場合はし点チェックのみご記入ください。

生年月日 明治・大正 年 月 日 昭和・平成

※宣誓書：公職選挙法施行令第49条の8、第52条

B 投票用紙送付先

〒

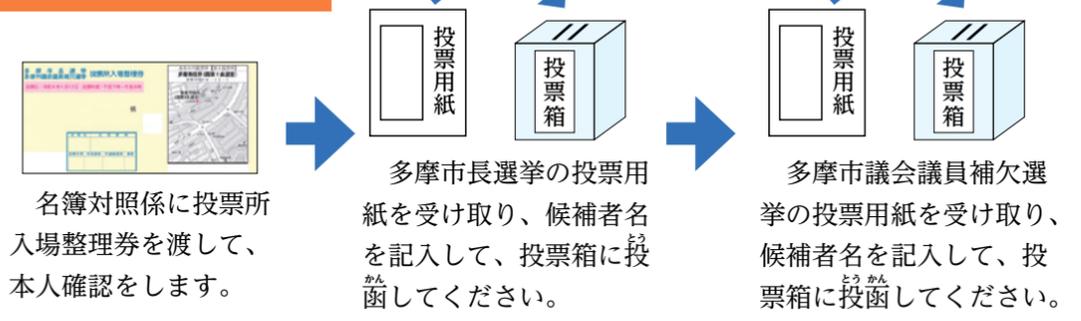
【日中、連絡の取れる電話番号】 ※必ずご記入ください。

TEL: - -

※投票用紙等の郵送に日数がかかりますので、お早めのお手続きをお願いします。

問い合わせ：多摩市選挙管理委員会事務局 TEL:042(338)6886

### 投票方法について



### 不在者投票のご案内

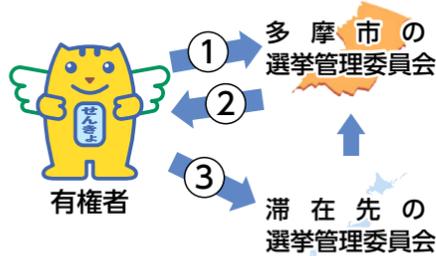
#### 滞在先などでの不在者投票

選挙期間中に出張先や一時滞在先で投票したい方が、滞在先の選挙管理委員会に投票ができる制度です。

**手続きの順番**

- ①多摩市の選挙管理委員会に投票用紙を請求します。請求は、投票所入場整理券裏面のA欄およびB欄に必要事項を書いて郵送またはご持参ください。※ファクシミリやメールでの請求はできません
- ②ご希望の住所に「投票用紙」等を郵送します。
- ③投票用紙が届いたら、封を開けずに滞在先の選挙管理委員会に持っていき、投票します。

投票後、投票用紙は滞在先の選挙管理委員会から多摩市の選挙管理委員会へ郵送されます。



**ポイント**

郵送での手続きとなるため、投票日3日前の4月9日(木)までに投票できるように、余裕をもって申請してください。

※投票にあたっては、滞在先の選挙管理委員会に投票時間などを事前にご確認ください

#### 指定施設での不在者投票

都道府県(東京都)選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。

詳細は、入院・入所している施設の担当者にお問い合わせください。

#### 投票済証明書が必要な方へ

投票済証明書は、投票所の出口付近に設置いたします。

後日発行することはできません。必要な方は投票に行った際に、忘れずにお持ち帰りください。一人につき1枚までとなります。

### 代理投票・点字投票について

心身の状態などにより自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」を、目が不自由な方は「点字投票」を利用できます。投票所の係員にお申し出ください。

また、投票所には車いすやヘルパーグラス、投票方法などをイラストや文字で説明するコミュニケーションボードをご用意していますので、係員にお申し出ください。



<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/gyouseiinkai/senkyo/seido/1016452.html>



### 親子連れ投票について

公職選挙法の一部改正により、平成28年6月から投票所に同伴できる子どもの年齢が、「幼児」から「18歳未満」に拡大されました。投票所の様子や、投票する姿を見ることは貴重な社会教育の場になり、将来の投票につながります。ぜひ一緒に投票所へお越しください。

### 有権者の方は開票を参観できます

4月12日(日)午後9時から、多摩市立総合体育館1階の第1スポーツホールで即日開票します。※車でのご来場はご遠慮ください



#### 郵便等投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあることにより投票所での投票が困難な方を対象に、郵便などにより自宅等で投票できる制度です。以下の要件に該当する方であれば、事前に申請をして「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、制度をご利用いただけます。

※投票にあたっては「郵便等投票証明書」の交付後、投票日4日前[4月8日(水)]までに投票用紙の請求をしていただく必要があります。

▼身体障害者手帳をお持ちの方

障害等の区分	障害などの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

▼戦傷病者手帳をお持ちの方

障害等の区分	障害などの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

▼介護保険の被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5

※上記の対象となる方で、自ら投票用紙に記載することができない方(下表の障がいのある方)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます

身体障害者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が1級の方
戦傷病者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症・第1項症・第2項症の方

#### 申請方法

「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証と一緒に提出してください。要件を満たしている方に「郵便等投票証明書」をお渡します。大切に保管してください。

※「郵便等投票証明書交付申請書」の様式は、市役所東会議室棟1階の選挙管理委員会事務局で配布しているほか、公式ホームページからダウンロードもできます。

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/gyouseiinkai/senkyo/seido/1005401.html>

